

# 参考資料

## 参考資料1 平成27年度調査票

■平成 27 年度調査票



政府統計

【提出期限 平成28年12月28日(水)】

本調査は、環境省が統計法にもとづいて調査を行うものであり、統計以外に使用することはありませんので、ありのまま御記入ください。

企業 ID	
-------	--

環境にやさしい企業行動調査 調査票

調査実施者 環境省(総合環境政策局環境経済課)  
 調査請負機関 株式会社オノフ

この調査は、環境省が平成3年度から実施しているものであり、企業における環境配慮行動について把握するために、従業員数500人以上の企業及び団体を対象に実施するものです。

この調査は、我が国における企業の環境配慮行動に関する全般的な状況を、継続的に把握するための重要な調査です。昨年度の調査結果は、環境省のホームページに全文を掲載しています

(<http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/index.html>)。今年度の調査結果につきましても集計の後、調査概要版として取りまとめるうえ発表させていただくとともに、全文を環境省ホームページに掲載することを考えておりますので、よろしく御協力の程をお願い申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、調査票は平成28年12月28日(水)までに環境・CSR担当の方などに御協力いただき、御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、調査票の問い合わせ等は、環境にやさしい企業行動調査事務局(電話番号:03-5770-3091)へお願いいたします【受付時間 10:00~17:00(土日・祝日を除く)】。

【記入時の注意事項】

- IIは全34問です。該当するもの1つ(あるいは複数回答可の設問は該当するもの全て)を選び、この調査票の回答欄の番号に直接○を付けてください。「その他」を選んだ場合には、必要に応じて内容を御記入ください。
- IIIは平成22年度まで実施していた環境投資等実態調査を簡略化して統合したものです。IIIの回答が困難な場合は、I・IIのみでも御回答・提出いただけますよう、お願いいたします。
- 本調査の対象把握期間は平成27年度です。Iについては、平成28年4月1日現在の状況を御回答ください。

I. 貴組織の概要について

1~8のあらかじめ印刷されている情報に誤りがある場合は、該当箇所には線を引き正しい情報を記載してください。

1. 組織名			
2. 業種	(巻末の表1より、最も当てはまる番号を1つ選んでください)		
3. 本店所在地	〒		
4. 上場区分(※1)	上場・非上場	5. 従業員(※2)	人
6. 直近売上高(実績)	百万円(平成 年 月決算)		
7. 回答者所属部署			
8. 回答者氏名及び連絡先	氏名 TEL (内線 ) FAX Eメール		

※1 東京証券取引所又は名古屋証券取引所の1部又は2部の上場企業の場合は「上場」を、それ以外の場合は「非上場」を選んでください。

※2 従業員には嘱託、パート、派遣社員を含みます。

## II. 環境に配慮した取組に関する質問事項

### 2. 環境配慮経営の推進状況等について

2-1. 貴組織において、環境配慮経営（※）はどのように位置づけられていますか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

1	重要なビジネス戦略の一つである	⇒問2-2へお進みください。
2	企業の社会的責任（CSR）の一つである	
3	ビジネスリスクの低減につながる経営手法の一つである	
4	環境に関する法規制等を遵守するもの	
5	位置づけられていない	
6	その他	

※ 「環境配慮経営」とは、事業活動に伴って直接的または間接的に発生する環境への影響や関連する経済・社会的影響を削減・管理するために、事業者がバリューチェーン全体を視野に入れて行う取組を総称したものです。

※ CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業がさまざまな活動をおこなうプロセスにおいて、利益を最優先させるのではなく、ステークホルダーとの関係を重視しながら、社会的公正性を保つことや、環境対策を施すことなど、社会に対する責任や貢献に配慮し、長期にわたって企業が持続的に成長することができるよう目指すことをいいます。

2-2. 貴組織が環境配慮経営を実践していく上で重視する事項は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	経営責任者のリーダーシップ	⇒問2-3へお進みください。
2	環境と経営の戦略的統合	
3	組織体制とガバナンスの構築	
4	ステークホルダー（※）への対応	
5	バリューチェーンマネジメントとトレードオフ回避	
6	持続可能な資源・エネルギー利用	
7	重視している事項はない	
8	その他	

※ 「ステークホルダー」とは、一般に利害関係者と訳され、ここでは、企業等の環境への取組を含む事業活動に対して、直接的又は間接的に利害関係がある組織や個人をいいます。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等をいいます。

2-3. 貴組織での環境配慮経営を推進するに当たって、事業エリア内（※）重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問2-4へお進みください。
2	資源・エネルギーの循環的な利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水環境の保全	
6	大気環境の保全	
7	土壌環境の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対策	
12	重要な環境課題はない	
13	その他	

※ ここでの「事業エリア」とは、事業所や連結子会社など自社が直接的に環境への影響を削減管理できる領域のことをいいます。

2-4. 貴組織での環境配慮経営を推進するに当たって、事業エリア外（※）（川上・川下）で重要な環境課題と位置づけているものは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	資源・エネルギーの効率的な利用	⇒問3-1へお進みください。
2	資源・エネルギーの循環的な利用	
3	気候変動リスクへの緩和・適応	
4	水使用量の管理	
5	水環境の保全	
6	大気環境の保全	
7	土壌環境の保全	
8	化学物質の管理	
9	廃棄物の適正処理・リサイクル	
10	生物多様性の保全	
11	地域の生活環境に係る問題への対策	
12	重要な環境課題はない	
13	その他	

※ ここでの「事業エリア外」とは、自社の事業活動に関連する原料調達から廃棄に至るまでのライフサイクル全体のうち、事業エリアに含まれない川上・川下における領域をいいます。

### 3. 環境マネジメントシステムの構築・運用について

3-1. 貴組織では、ISO14001、エコアクション21等の第三者が認証する環境マネジメントシステム(※)を構築・運用していますか。いずれか1つを選んでください。		
1	構築・運用している	⇒問3-2へお進みください。
2	構築・運用を予定している	⇒問4-1へお進みください。
3	構築・運用していない	⇒問3-4へお進みください。

※ 「環境マネジメントシステム」とは、事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みです。環境マネジメントシステムにはISO(国際標準化機構)が策定したISO14001のほか、環境省が策定した中小事業者向けのエコアクション21、地域版の環境マネジメントシステムのKES等があります。

3-2. 貴組織で構築・運用した第三者が認証する環境マネジメントシステムはどのようなものですか。当てはまるもの全てを選んでください。		
1	ISO14001	⇒問3-3へお進みください。
2	エコアクション21(※)	
3	地域版の環境マネジメントシステム(KES等)	
4	エコステージ(ステージ2以上)(※)	
5	その他第三者が認証する環境マネジメントシステム	

※ 「エコアクション21」とは、環境省が、中小事業者等における環境マネジメントシステムの構築・運用、環境コミュニケーションの促進のために策定したガイドラインです。なお、本ガイドラインを活用して、認証・登録制度が平成16年10月より実施されています。

※ 「エコステージ」とは、一般財団法人エコステージ協会が制定し、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムです。5段階のステージで構成され、段階的認証を取得しシステムの向上を図っていく仕組みです。ステージ2において、ISO14001の規格内容をほぼ満たしており、他の第三者認証環境マネジメントシステムと同等レベルであると考えられています。

3-3. 貴組織では、第三者が認証する環境マネジメントシステムの構築・運用により、どのような効果がありましたか。当てはまるものを全てを選んでください。		
1	コスト改善につながった	⇒問4-1へお進みください。
2	環境負荷低減につながった	
3	管理能力が向上した	
4	従業員等の環境への意識の向上につながった	
5	取引先や顧客からの評価が向上した	
6	金融機関からの評価が向上した	
7	自治体等の行政機関からの評価が向上した	
8	地域住民からの評価が向上した	
9	効果はなかった	
10	その他	

3-4. 貴組織で第三者が認証する環境マネジメントシステムを構築・運用していないのはどのような理由からですか。当てはまるものを全てを選んでください。		
1	独自に策定した環境マネジメントシステムを構築・運用しているため	⇒問4-1へお進みください。
2	コストに見合ったメリットが感じられないため	
3	人材が確保できないため	
4	取引先等から要求されないため	
5	業務上、必要ないと思っているため	
6	何をすべきかわからないため	
7	その他	

#### 4. 取引先との関係について

4-1. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）の選定に当たり、取引先の環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮していますか。考慮している環境マネジメントシステムについて、当てはまるものを全て選んでください。		
1	ISO14001	⇒問4-2へお進みください。
2	エコアクション21	
3	地域版の環境マネジメントシステム（KES等）	
4	エコステージ（ステージ2以上）	
5	その他第三者が認証する環境マネジメントシステム	
6	独自に策定した環境マネジメントシステム	
7	今後考慮する予定である	
8	考慮していない	

4-2. 貴組織では、取引先（請負業者、納入業者等）に対して、取引先の取引先（2次納入先以降）の選定に当たり、環境マネジメントシステムの構築・運用状況を考慮するよう要請していますか。いずれか1つを選んでください。		
1	考慮するよう要請している	⇒問4-3へお進みください。
2	要請まではしていないが、考慮するよう依頼している	
3	今後要請又は依頼する予定である	
4	要請及び依頼はしていない	
5	その他	

4-3. 貴組織では、環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	実施している	⇒問4-4へお進みください。
2	実施に向けて検討している	⇒問5-1へお進みください。
3	検討していない	

※ 「グリーン購入」とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」では、事業者及び国民はできる限り環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）を選択するよう努めるものとして規定されています。

4-4. 貴組織では、どのようにグリーン購入を実施していますか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。		
1	自社で作成した購入ガイドライン又は購入リスト等を活用している	⇒問5-1へお進みください。
2	自社以外（業界団体等）で作成した購入ガイドライン又は購入リスト等を活用している	
3	購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して実施している（省エネ製品やリサイクル製品の積極的な使用等）	
4	実施に向けて検討している	
5	その他	

## 5. 環境負荷データの把握状況と目標の設定について

5-1. 貴組織では、事業エリア内における環境負荷データを把握していますか。どちらか1つ選んでください。		
1	把握している	⇒問5-2へお進みください。
2	把握していない	⇒問5-4へお進みください。

5-2. 貴組織で把握している事業エリア内における環境負荷データ等とはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。(負荷データ)  
 また、環境負荷データ等のうち、重要な環境課題に関連して目標を設定しているものがある場合は、当てはまるものを全て選んでください。(環境目標)

負荷データ		環境目標	
1	→	1	総エネルギー投入量又はエネルギー効率
2	→	2	再生可能エネルギー投入量
3	→	3	総物質投入量
4	→	4	水資源投入量
5	→	5	資源生産性(※)
6	→	6	資源の循環的利用量又は率
7	→	7	温室効果ガス排出量(総量)(※)
8	→	8	温室効果ガス排出量(原単位)(※)
9	→	9	総排水量
10	→	10	水質汚濁負荷量又は排出濃度
11	→	11	大気汚染物質(窒素化合物、粒子状物質等)の排出量
12	→	12	化学物質排出量・移動量
13	→	13	廃棄物等総排出量(※)
14	→	14	廃棄物最終処分量(※)
15	→	15	グリーン購入実施額又は率
16	→	16	環境負荷低減型製商品等の販売額又は率
17	→	17	その他

⇒問5-4へお進みください。

⇒問5-3へお進みください

⇒問5-4へお進みください

※ 「資源生産性」とは、例えば「生産高(円)÷総物質投入量(トン)」や「売上高(円)÷総物質投入量(トン)」など、投入された資源をいかに効率的に使用して経済的付加価値を生み出しているかを測る指標を指します。

※ 「温室効果ガス排出量(総量)」とは排出量合計、「温室効果ガス排出量(原単位)」とは活動(売上高、生産高等)あたりの排出量を指します。

※ 「廃棄物等総排出量」は、事業活動に伴い発生した廃棄物等の排出量の合計です。一般的な計算例は下記のとおりです。  
 ○産業廃棄物排出量+事業系一般廃棄物排出量+事業所内部での埋立量+有価物売却(or発生)量

※ 「廃棄物最終処分量」は、廃棄物等の埋立処分量及び埋立が予想される中間処理・再資源化後の残渣や残滓を含みます。一般的な計算例は下記のとおりです。  
 ○直接埋立処分される産業廃棄物量  
 +産業廃棄物で埋立処分が予想される中間処理後残渣量・再資源化後残滓量  
 +一般廃棄物で埋立処分される量と中間処理や再資源化後に埋立が予想される量  
 +自社敷地内に埋立処分した廃棄物量



5-3. 我が国は、地球温暖化対策の長期的な目標として、2050（平成62）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしています（第四次環境基本計画、（2012（平成24）年4月27日閣議決定）が、貴組織では、温室効果ガス排出量について中長期的な目標を策定していますか。当てはまるものを全て選んでください。

総量		原単位		
1	→	1	短期（概ね1～2年）の目標を設定している	⇒問5-4へお進みください。
2	→	2	中期（概ね3～5年）の目標を設定している	
3	→	3	長期（概ね10年以上）の目標を設定している	

5-4. 貴組織では、事業エリア外（川上・川下）の環境負荷データを把握していますか。どちらか1つ選んでください。

1	把握している	⇒問5-5へお進みください。
2	把握していない	⇒問6-1へお進みください。

5-5. 貴組織で把握している事業エリア外（川上・川下）における環境負荷データ等とはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。（負荷データ）  
また、環境負荷データ等のうち、重要な環境課題に関連して目標を設定しているものがある場合は、当てはまるものを全て選んでください。（環境目標）

負荷データ		環境目標		
1	→	1	総エネルギー投入量又はエネルギー効率	
2	→	2	再生可能エネルギー投入量	
3	→	3	総物質投入量	
4	→	4	水資源投入量	
5	→	5	資源生産性	
6	→	6	資源の循環的利用量又は率	
7	→	7	温室効果ガス排出量（総量）	
8	→	8	温室効果ガス排出量（原単位）	
9	→	9	総排水量	⇒問6-1へお進みください
10	→	10	水質汚濁負荷量又は排出濃度	
11	→	11	大気汚染物質（窒素化合物、粒子状物質等）の排出量	
12	→	12	化学物質排出量・移動量	
13	→	13	廃棄物等総排出量	
14	→	14	廃棄物最終処分量	
15	→	15	グリーン購入実施額又は率	
16	→	16	環境負荷低減型製商品等の販売額又は率	
17	→	17	その他	

6. 環境に関する情報開示等について

6-1. 貴組織では、環境に関するデータ、取組等の情報を開示していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	一般の方を対象として情報を開示している	⇒問6-2へお進みください。
2	特定の取引先、金融機関等一部を対象として情報を開示している	
3	情報の開示はしていない	⇒問6-9へお進みください。

6-2. 貴組織において環境に関する情報を開示する目的は何ですか。当てはまるものを全て選んでください		
1	投資家情報として利用してもらうため(※)	⇒問6-3へお進みください。
2	取引先に自社の取組を知ってもらうため	
3	従業員等への環境教育のため	
4	社会的な説明責任を果たすため	
5	明確な目的はない	
6	その他	

※ 近年、売上や利益といった財務数値だけでは判断しない投資家が広がっています。例えば、環境・社会・ガバナンスといった非財務の情報を考慮するESG投資家や、環境格付融資などがこれに当たります。

6-3. 貴組織において開示している環境負荷データはどのようなものですか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	総エネルギー投入量又はエネルギー効率	⇒問6-4へお進みください。
2	再生可能エネルギー投入量	
3	総物質投入量	
4	水資源投入量	
5	資源生産性	
6	資源の循環的利用量又は率	
7	温室効果ガス排出量(総量)	
8	温室効果ガス排出量(原単位)	
9	総排水量	
10	水質汚濁負荷量又は排出濃度	
11	大気汚染物質(窒素化合物、粒子状物質等)の排出量	
12	化学物質排出量・移動量	
13	廃棄物等総排出量	
14	廃棄物最終処分量	
15	グリーン購入実施額又は率	
16	環境負荷低減型製商品等の販売額又は率	
17	その他	

6-4. 貴組織では環境報告書(※)を作成・開示していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	作成・開示している	⇒問6-5へお進みください。
2	作成しているが開示していない	
3	作成を検討している	⇒問6-7へお進みください。
4	作成していない	

※ ここでの「環境報告書」とは、CSR 報告書等の名称の如何を問わず、環境情報が含まれている報告書であれば、全て対象とします。

6-5. 環境報告書の作成の際に参考としたガイドライン等はあるものですか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	環境報告ガイドライン(環境省)	⇒問6-6へお進みください。
2	GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン	
3	ISO26000	
4	IIRC・国際統合報告フレームワーク	
5	事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン	
6	サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン	
7	他社の環境報告書	
8	その他	

6-6. 貴組織では、環境報告書の信頼性向上の手法としてどのような手法を用いていますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	内部審査(内部監査や自己評価)を実施している	⇒問6-7へお進みください。
2	第三者機関による審査を受けている	
3	内部審査の実施に向けて検討している	
4	第三者機関による審査の受審に向けて検討している	
5	審査ではないが、有識者等からのコメントを受けている	
6	審査を受けていない	
7	その他	

6-7. 貴組織では、環境報告書以外にどのような形で環境に関するデータ、取組等の情報を開示していますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	組織案内等のパンフレット	⇒問6-8へお進みください。
2	有価証券報告書、事業報告書、株主招集通知等の制度開示資料	
3	その他のIR資料（アニュアルレポート（年次報告書）、投資家向け説明資料等）	
4	自社のウェブサイト	
5	テレビ、新聞等のマスメディアを活用した広告	
6	セミナー、シンポジウム等	
7	ステークホルダーに対して説明する場を設けている	
8	環境報告書以外の方法による情報公開は行っていない	
9	その他	

6-8. 貴組織では、環境報告書、ウェブサイト等による総合的な情報提供以外に、製品自体やパンフレット等において、個々の製品やサービスが環境に配慮している旨をどのように表示していますか。当てはまるものを全て選んでください。

1	第三者機関の認定を受けたマークを表示	⇒問6-9へお進みください。
2	自ら制定したマークや宣言を表示	
3	第三者機関の評価を受けた数値（データ）を表示	
4	自ら評価を行った数値（データ）を表示	
5	表示に向けて検討している	
6	表示していない	
7	その他	

6-9. 貴組織で環境に関するデータ、取組等の情報を開示していないのはどのような理由からですか。当てはまるものを全て選んでください。

1	コストがかかるため	⇒問6-10へお進みください。
2	人材が確保できないため	
3	行政機関等や一般の方とは業務上の関係がない（稀薄な）ため	
4	開示できるだけ情報が収集できていないため（現在整備中の場合を含む）	
5	開示すべき情報がわからないため	
6	特に要求されていないため	
7	その他	

6-10. 持続可能な社会と事業の発展のためには、事業者の環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を活用した投資が国内外で重視されつつあります。そこで、どのような環境情報の利用促進策が適切と考えますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	多くの投資家等に対して、企業の環境情報の提供を可能とした、検索・比較機能を持った情報開示基盤の整備	⇒問7-1へお進みください。
2	企業の重要な環境情報を、年次報告書等へ記載（または記載しない場合には記載しない旨及び理由）することの制度化	
3	投資家や金融機関に対して、環境情報の積極的な利用を促すための働きかけ（情報提供等）	
4	バリューチェーンにおける環境負荷データの集計方法に関する情報提供	
5	優れた環境報告書等に関する情報提供（表彰制度を含む）	
6	その他	

## 7. 環境ビジネスについて

7-1. 貴組織では、環境ビジネス（※）を行っていますか。いずれか1つ選んでください。		
1	行っている	⇒問7-2へお進みください。
2	行うことを検討している	
3	行っていない	

※ ここでの「環境ビジネス」とは、環境保全に資する技術、製品、サービス等を提供するビジネスのことを指します。

7-2. 貴組織では環境ビジネスを促進するために行政機関等にどのような支援制度等を望みますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	情報の提供（成功事例や市場の見通しなど）	⇒問8-1へお進みください。
2	相談窓口の設置	
3	税制面での優遇措置	
4	規制緩和	
5	低利融資等の融資制度の拡充	
6	新たな市場づくり	
7	客観的評価制度の確立	
8	消費者・ユーザーの意識向上のための啓発活動	
9	ネットワークづくり	
10	その他	

## 8. 地球温暖化防止対策について

8-1. 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(※)の規定に対して、貴組織ではどのような対応をされていますか。いずれか1つ選んで下さい。		
1	計画を作成し、公表している(数値目標を掲げている)	⇒問9-1へお進みください。
2	計画を作成し、公表している(数値目標は掲げていない)	
3	計画を作成しているが、公表はしていない	
4	計画の作成に向けて現在検討している	
5	計画を作成する予定はない	

※ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、事業者や国民は環境負荷の低減に向けた行動をまず、自主的かつ積極的に進めるべきものとされており、事業者はその事業活動に対し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表するように努めなければならないと規定されています。

## 9. 環境会計について

9-1. 貴組織では環境会計(※)を導入していますか。いずれか1つ選んでください。		
1	導入している	⇒問9-2へお進みください。
2	導入していない	⇒以上でアンケートは終わりです。 御協力ありがとうございました。
3	環境会計自体を知らない	

※ 「環境会計」とは、企業等が、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的(貨幣単位又は物量単位)に測定する仕組みです。

9-2. 貴組織では導入している環境会計において、どのような項目を集計していますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	環境保全コスト	⇒問9-3へお進みください。
2	環境保全効果(物量)	
3	環境保全対策に係る経済効果(金額)	
4	その他	

9-3. 貴組織では環境会計情報をどのように利用していますか。当てはまるものを全て選んでください。		
1	環境保全対策の支出額の管理	⇒Ⅲ(問10-1)へお進みください。
2	環境保全投資の決定に際しての投資効果分析	
3	環境保全コストと環境負荷低減効果との費用対効果の分析	
4	担当役員等への報告	
5	従業員等に対する研修や環境教育	
6	一般に対する環境情報の開示	
7	その他	

### Ⅲ. 環境投資等実態調査

- 当設問は平成 22 年度まで実施していた環境投資等実態調査を簡略化して本調査に統合したものです。環境会計ガイドライン 2005 年版に基づく分類にて環境保全コスト（環境保全に関する投資額及び費用額）を御回答いただくようお願いいたします。  
 （参考：環境投資等実態調査 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ei.html>  
 環境会計ガイドライン 2005 年版 <http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html>）
- 環境会計を実施している事業者は、環境会計で集計した金額を御記入ください。
- 単位は百万円（十万円の位を四捨五入）です。事業者単体の金額を消費税抜きで御記入ください。該当する投資額や費用額があるものの四捨五入した結果が百万円に満たない場合は、小数点以下第 1 位まで御記入ください。
- 該当する投資額や費用額がない場合は「0」と御記入ください。

#### 10. 環境保全コスト

10-1. 貴組織における、環境保全コスト（事業活動に応じた分類）について教えてください。		
<b>投資額</b>		
公害防止コスト	( )	百万円
地球環境保全コスト	( )	百万円
資源循環コスト	( )	百万円
上・下流コスト	( )	百万円
管理活動コスト	( )	百万円
研究開発コスト	( )	百万円
社会活動コスト	( )	百万円
環境損傷対応コスト	( )	百万円
<b>費用額</b>		
公害防止コスト	( )	百万円
地球環境保全コスト	( )	百万円
資源循環コスト	( )	百万円
上・下流コスト	( )	百万円
管理活動コスト	( )	百万円
研究開発コスト	( )	百万円
社会活動コスト	( )	百万円
環境損傷対応コスト	( )	百万円

⇒以上でアンケートは終わります。御協力ありがとうございました。

#### 【環境保全コスト用語解説】

- 環境保全コスト  
 環境負荷の発生防止、抑制又は回避、影響の除去、発生した被害の回復又はこれらに資する取組のための投資額及び費用額。
- 投資額  
 対象期間における環境保全を目的とした支出額で、その効果が数期にわたって持続し、その期間に費用化さ

れていくもの。(減価償却資産の当期取得額。)

・費用額

環境保全を目的とした財・サービスの費消によって発生する費用又は損失。

事業活動に応じた分類

分類	内容
公害防止コスト	公害防止に係る取組のためのコスト。設備の末端に付加した施設・設備（エンド・オブ・パイプ）等がある。 また、公害とは、事業活動等が原因で生じた有害な影響によって人の健康又は生活環境に関する被害が生じることで、具体的には環境基本法で定められた典型的な公害である大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下が挙げられる。
地球環境保全コスト	人の活動により地球全体又はその後半な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境保全コスト。地球温暖化防止、オゾン層保護、その他の地球環境保全のためのコストがある。
資源循環コスト	持続可能な資源循環に取り組むためのコスト。資源循環の取組には、廃棄物の発生そのものの抑制、有価、無価を問わず有用な資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）、循環的利用が行われない廃棄物の適正な処分等がある。
上・下流コスト	事業エリアに財・サービスを投入する前の領域（上流域）で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト及び事業エリアから財・サービスを産出・排出した後の領域（下流域）で発生する環境負荷を抑制する取組のためのコスト並びにこれに関連したコスト。
管理活動コスト	企業等の環境保全のための管理活動であって、事業活動に伴い発生する環境負荷の抑制に対して間接的に貢献する取組のためのコストや、環境情報の開示等、企業等が社会とのコミュニケーションを図る取組のためのコスト。
研究開発コスト	企業等の研究開発コストのうち、環境保全に関するコスト。
社会活動コスト	広く社会貢献のために行われる環境保全に関するコスト。企業等の事業活動に直接的には関係のない社会活動における環境保全のための取組のためのコスト。
環境損傷対応コスト	企業等の事業活動が環境に与える損傷に対応して生じたコスト。
その他のコスト	環境保全コストのうち、上記項目に当てはまらないコスト。

以上でアンケートは終わりです。  
回答漏れが無いかどうか等について、今一度の御確認をお願い申し上げます。

御協力ありがとうございました。



【アンケート回答対照表】

表1：業種選択一覧表（1ページ I. 貴組織の概要の2. に係わる業種）

	選択 番号		選択 番号			
建設業	1	総合工事業(06)	(卸売業, 小売業)	31	その他の卸売業(55)	
	2	職別工事業(07)		32	各種商品小売業(56)	
	3	設備工事業(08)		33	衣服・飲食料・機械器具小売業 (57, 58, 59)	
製造業	4	食料品・飲料・たばこ・飼料製造 業(09, 10)	金融業, 保険業	34	その他の小売業(60, 61)	
	5	繊維工業(11)		35	銀行業(62)	
	6	木材・家具・木製品製造業(12, 13)		36	金融商品取引業, 商品先物取引業 (65)	
	7	パルプ・紙・紙加工品製造業(14)		37	保険業(67)	
	8	印刷・同関連業(15)	不動産業, 物品賃貸業	38	その他(63, 64, 66)	
	9	化学工業(16)		39	不動産取引業(68)	
	10	石油製品・石炭製品製造業(17)		40	不動産賃貸業・管理業(69)	
	11	プラスチック製品製造業(18)	学術研究, 専門・技術 サービス業	41	物品賃貸業(70)	
	12	ゴム製品製造業(19)		42	学術・開発研究機関(71)	
	13	鉄鋼業(22)		43	広告業(73)	
	14	非鉄金属製造業(23)		44	その他の専門・技術サービス業 (72, 74)	
	15	金属製品製造業(24)	宿泊業, 飲食 サービス業	45	宿泊業(75)	
	16	電気機械器具製造業(29)		46	飲食店(76, 77)	
	17	その他機械器具製造業 (25, 26, 27, 28, 30, 31)		生活関連 サービス業, 娯楽業	47	洗濯・理容・美容・浴場業(78)
	18	その他製造業(20, 21, 32)			48	その他の生活関連サービス業(79)
電気・ガス・ 熱供給・水道 業	19	電気業(33)	49		娯楽業(80)	
	20	ガス業(34)	サービス業	50	廃棄物処理業(88)	
	21	熱供給業(35)		51	自動車整備、機械等修理業(89, 90)	
	22	水道業(36)		52	職業紹介・労働者派遣業(91)	
情報通信業	23	通信業(37)		53	その他サービス業 (92, 93, 94, 95, 96)	
	24	放送業(38)	その他	54	1～53 までに属さない業種又は公務 (01, 02, 03, 04, 05, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 97, 98, 99)	
	25	情報サービス業(39)				
26	その他情報通信業(40, 41)					
運輸業, 郵便業	27	運輸業(42, 43, 44, 45, 46)				
卸売業, 小売業	28	その他関連業(47, 48, 49)				
	29	各種商品卸売業(50)				
	30	衣服・飲食料・建築材料・機械器 具等卸売業(51, 52, 53, 54)				

※カッコ内の数字は日本標準産業分類の中分類を参考のため記載している

